

養育医療給付申請の手続きについて

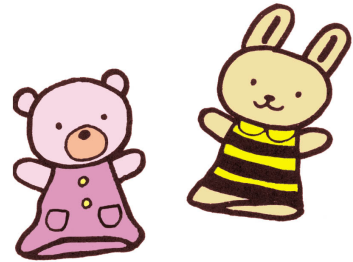
1 養育医療給付について

身体の発達が未熟なまま生まれた、入院が必要な新生児の医療費を公費で負担し、健やかな成長を支援する制度です。申請が承認されると「養育医療券」をお送りしますので、入院されている医療機関へ提出してください。

2 給付対象者

宮津市に住所があり、以下のいずれかに該当し、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の未熟児

- (1) 出生時体重が2,000グラム以下のもの
- (2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - (ア) 一般状態
 - a 運動不安、けいれんがあるもの
 - b 運動が異常に少ないもの
 - (イ) 体温が摂氏34度以下のもの
 - (ウ) 呼吸器、循環器
 - a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - b 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの
 - c 出血傾向の強いもの
 - (エ) 消化器系
 - a 生後24時間以上排便がないもの
 - b 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 - c 血性吐物、血性便のあるもの
 - (オ) 黄疸
生後数時間以内に現れるか、以上に強い黄疸のあるもの



3 自己負担金について

養育医療では、世帯の所得に応じ自己負担金を支払っていただきます。（自己負担金は入院日数によって日割り計算されます。）※自己負担金の一部は子育て支援医療制度から助成されます。

入院中は、医療費と食事代のお支払いはありませんが、おむつ代など保険適用外のお支払いは必要となります。

4 申請に必要な書類

- (1) 養育医療給付申請書
- (2) 意見書
- (3) 世帯調書 兼 同意書
- (4) 子育て支援医療費受給者証（受療児童のもの）
- (5) 健康保険証（受療児童のもの）
- (6) 世帯全員の個人番号がわかるもの
- (7) 手続きに来られた方の本人確認書類（（ア）、（イ）のうちどちらか）
 - (ア) 顔写真付き証明書（運転免許証、パスポート等）1点
 - (イ) 顔写真なし証明書（健康保険証、年金手帳等）2点



5 申請先・問い合わせ先

宮津市健康福祉部健康・介護課健康増進係 TEL : 0772-45-1624